議会議案第１１号

安中市議会会議規則の一部を改正する規則について

安中市議会会議規則を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

提　出　者　　議会運営委員会

委員長　　小　林　克　行

安中市議会議長　　佐　藤　貴　雄　　様

安中市議会会議規則の一部を改正する規則

安中市議会会議規則（平成１８年安中市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第９章　補則（第１６７条）」を「第９章　補則（第１６６条の２―第１６７条）」に改める。

第８条第２項ただし書及び第１３条第１項中「４人」を「２人」に改める。

第１５条中「２人」を「１人」に改める。

第１６条及び第１７条ただし書中「４人」を「２人」に改める。

第３０条第１項中「３人」を「２人」に改める。

第３４条ただし書中「４人」を「２人」に改める。

第４３条第２項中「会議」を「議会」に改める。

第４４条第２項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第５６条第２項中「４人」を「２人」に改める。

第６９条第４項、第７０条第１項及び第７５条ただし書中「６人」を「４人」に改める。

第７６条第２項ただし書中「４人」を「２人」に改める。

第８４条中「し、又は記録」を削る。

第８５条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第８７条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第１２３条第３項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削り、「３人」を「２人」に改める。

第１３８条に次の２項を加える。

５　請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

６　議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１４９条を次のように改める。

（決定の通知）

第１４９条　前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１５１条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第１５６条の見出し中「印刷物」を削る。

第１６０条中「ことは」を「ことが」に改める。

第９章中第１６７条の前に次の２条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第１６６条の２　議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第１項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第６項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第４項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２　議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

３　前２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

４　第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第１９条、第６５条、第８５条、第１２４条、第１３９条第１項及び第１４０条第１項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又

は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

５　議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

６　議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第３項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第６項の規定により前２項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第１６６条の３　この規則の規定（第２７条第１項（第７３条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第８条第２項ただし書、第１３条第１項、第１５条、第１６条、第１７条ただし書、第３０条第１項、第３４条ただし書、第５６条第２項、第６９条第４項、第７０条第１項、第７５条ただし書、第７６条第２項ただし書及び第８７条（「３人」を「２人」に改める部分に限る。）の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に初めて招集される会議から適用する。

説明資料

安中市議会会議規則の一部を改正する規則について

新旧対照表　　（下線部は改正箇所）

現　　行	改　正　案
目次	目次
第1章　会議	第1章　会議
第1節　総則(第1条―第12条)	第1節　総則(第1条―第12条)
第2節　議案及び動議(第13条―第18条)	第2節　議案及び動議(第13条―第18条)
第3節　議事日程(第19条―第23条)	第3節　議事日程(第19条―第23条)
第4節　選挙(第24条―第32条)	第4節　選挙(第24条―第32条)
第5節　議事(第33条―第46条)	第5節　議事(第33条―第46条)
第6節　秘密会(第47条・第48条)	第6節　秘密会(第47条・第48条)
第7節　発言(第49条―第65条)	第7節　発言(第49条―第65条)
第8節　表決(第66条―第76条)	第8節　表決(第66条―第76条)
第9節　公聴会及び参考人(第77条―第83条)	第9節　公聴会及び参考人(第77条―第83条)
第10節　会議録(第84条―第88条)	第10節　会議録(第84条―第88条)
第2章　委員会	第2章　委員会
第1節　総則(第89条―第93条)	第1節　総則(第89条―第93条)
第2節　審査(第94条―第110条)	第2節　審査(第94条―第110条)
第3節　秘密会(第111条・第112条)	第3節　秘密会(第111条・第112条)
第4節　発言(第113条―第124条)	第4節　発言(第113条―第124条)
第5節　委員長及び副委員長の互選(第125条・第126条)	第5節　委員長及び副委員長の互選(第125条・第126条)
第6節　表決(第127条―第137条)	第6節　表決(第127条―第137条)
第3章　請願(第138条―第144条)	第3章　請願(第138条―第144条)
第4章　辞職及び資格の決定(第145条―第149条)	第4章　辞職及び資格の決定(第145条―第149条)
第5章　規律(第150条―第158条)	第5章　規律(第150条―第158条)
第6章　懲罰(第159条―第164条)	第6章　懲罰(第159条―第164条)
第7章　協議又は調整を行うための場(第165条)	第7章　協議又は調整を行うための場(第165条)
第8章　議員の派遣(第166条)	第8章　議員の派遣(第166条)
第9章　補則(第167条)	第9章　補則(第166条の2―第167条)
附則	附則

（会議時間） 第8条　（略） 2　議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3及び4　（略） （議案の提出） 第13条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2　（略） （動議成立に必要な賛成者の数） 第15条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 （修正の動議） 第16条　修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （先決動議の表決の順序） 第17条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 （開票及び投票の効力） 第30条　議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2及び3　（略） （一括議題）	（会議時間） 第8条　（略） 2　議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3及び4　（略） （議案の提出） 第13条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2　（略） （動議成立に必要な賛成者の数） 第15条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 （修正の動議） 第16条　修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （先決動議の表決の順序） 第17条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 （開票及び投票の効力） 第30条　議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2及び3　（略） （一括議題）

第34条　議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	第34条　議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
（委員会の審査又は調査期限）	（委員会の審査又は調査期限）
第43条　（略）	第43条　（略）
2　前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。	2　前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。
（委員会の中間報告）	（委員会の中間報告）
第44条　（略）	第44条　（略）
2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。	2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。
（発言時間の制限）	（発言時間の制限）
第56条　（略）	第56条　（略）
2　議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	2　議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
（電子採決システム等による表決）	（電子採決システム等による表決）
第69条　（略）	第69条　（略）
2及び3　（略）	2及び3　（略）
4　議長が前項の規定により起立又は挙手の多少を認定し難いとき、又は第1項若しくは前項の規定による議長の宣告に対して出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	4　議長が前項の規定により起立又は挙手の多少を認定し難いとき、又は第1項若しくは前項の規定による議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。
（投票による表決）	（投票による表決）
第70条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員6人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	第70条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。
2　（略）	2　（略）
（簡易表決）	（簡易表決）
第75条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認め	第75条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認め

るときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を採らなければならない。	るときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を採らなければならない。
（表決の順序）	（表決の順序）
第76条　（略）	第76条　（略）
2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
3　（略）	3　（略）
（会議録の記載事項）	（会議録の記載事項）
第84条　会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。	第84条　会議録に記載＿＿＿＿＿＿する事項は、次のとおりとする。
(1)～(15)　（略）	(1)～(15)　（略）
（会議録の配布）	（会議録の配布）
第85条　会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。	第85条　会議録は、議員及び関係者に配布＿＿＿＿＿＿

	の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
（決定書の交付） 第149条　議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。	（決定の通知） 第149条　前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。
（携帯品） 第151条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	（携帯品） 第151条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
（資料等印刷物の配布許可） 第156条　（略）	（資料等の配布許可） 第156条　（略）
（懲罰動議の審査） 第160条　懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	（懲罰動議の審査） 第160条　懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。
（新設）	（電子情報処理組織による通知等） 第166条の2　議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができ

	る。 2　議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。 3　前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。 4　第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第85条、第124条、第139条第1項及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。 5　議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記

	名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。 6　議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。
(新設)	(電磁的記録による作成等) 第166条の3　この規則の規定(第27条第1項(第73条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。 2　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。